

令和3年5月17日

保護者の皆様

金沢市立大徳中学校  
校長 水野 泰夫

**「まん延防止等重点措置」の適用と「石川緊急事態宣言」の期間延長に伴う  
新型コロナウイルス感染症対策へのご協力のお願い（令和3年5月17日時点）**

日頃より、本校の教育活動にご支援・ご協力を賜り、感謝申し上げます。

さて、5月14日、金沢市は「まん延防止等重点措置を実施すべき地域」に指定され、重点措置が適用されるとともに、「石川緊急事態宣言」の期間が延長されました。

つきましては、以下のとおり金沢市教育委員会より、感染症対策へのご協力についての通知が再度出されましたので、ご家庭においても感染症対策に努めていただきますよう、お願いいたします。

令和3年5月17日

保護者の皆様

金沢市教育委員会

**新型コロナウイルス感染症対策へのご協力のお願い（令和3年5月17日時点）**

5月14日、金沢市は「まん延防止等重点措置を実施すべき地域」に指定され、重点措置が適用されるとともに、「石川緊急事態宣言」の期間が延長されました。本市においても、子供達の感染増加が続いている状況です。

このような状況下においても、学びの保障のため、学校では一層の感染症対策を講じていきますが、ご家庭におかれましてもご協力をお願いいたします。

**■感染予防のための行動**

- 1 基本的な感染症対策（3密の回避、正しい手洗い、咳エチケット）の徹底
- 2 毎朝の健康観察（検温、体調の確認）
- 3 十分な換気、手が触れる場所の消毒
- 4 不要不急の外出自粛など「人との接触機会の低減」に努めること
- 5 混雑している場所や時間を避けて行動すること
- 6 不要不急の都道府県間の移動は極力控えること など

**■学校への連絡等のお願い**

お子さまやご家族とともに、以下のいずれかにあてはまる場合は、学校に連絡するとともにお子さまの登校は控え、休養または自宅待機していただくようお願いいたします。

- (1) 発熱等の風邪症状がみられる場合、または受診する場合
- (2) 新型コロナウイルス検査で陽性となった場合
- (3) 保健所から陽性者との濃厚接触者として特定された場合
- (4) 医師等の判断により検査を行った、または行うことになった場合

**■差別や偏見の防止**

ご家庭においても引き続き、差別や偏見の防止についてご協力をお願いいたします。

※裏面「石川県作成『石川緊急事態宣言』もご覧ください。」

# 石川緊急事態宣言

(対象期間：6月13日まで延長)

ご自身やご家族をはじめ大切な人の安全のためにも  
「新しい生活様式の実践」、「接触の回避」と  
「飛沫の防止」の徹底、「ワクチンの接種」  
について、ご協力をお願いいたします

# 「まん延防止等重点措置」の適用について

## 【期間】

令和3年5月16日(日)～6月13日(日)

## 【重点措置を講じるべき区域(措置区域)】

金沢市

## 石川緊急事態宣言の期間

5月9日(日)～5月31日(月)

→ 6月13日(日)まで延長

# 石川緊急事態宣言 対策①(外出自粛要請等)

<以下の対応をお願いします>

- 日中も含めた**不要不急の外出・移動の自粛**(特に**20時以降**は厳に控える)
- 感染対策が徹底されていない飲食店の利用、**営業時間短縮の要請**に応じて**いない飲食店等の利用**を厳に控えていただくこと
- **不要不急の都道府県間の移動**は極力控えていただくこと
- **路上・公園等における集団での飲酒**など、感染リスクが高い行動は行わないこと
- **医療機関・高齢者施設等における面会**は自粛していただくこと
- **発熱等の症状がある人は、出勤、登校や社会活動の参加**を控えていただくこと

# 石川緊急事態宣言 対策②(飲食店への時短要請等)

◎飲食店の時短要請(5月12日～5月31日) → **6月13日まで延長**

・金沢市 : 5時～20時までの時短営業

(5月15日までは法第24条第9項、5月16日からは法第31条の6第1項)

・金沢市以外 : 5時～21時までの時短営業(法第24条第9項)

◎カラオケ設備の利用自粛要請(5月12日～5月31日) → **6月13日まで延長**

・飲食店におけるカラオケ設備の利用自粛(終日) ※要請に応じない場合は時短協力金を支給しない

(金沢市:5月15日までは法第24条第9項、5月16日からは法第31条の6第1項)

(金沢市以外:法第24条第9項)

**追加**

◎**酒類提供の自粛要請(5月16日～6月13日)** **金沢市**

・飲食店における酒類の提供(利用者による酒類の店内持込みを含む)の自粛

(終日)(法第31条の6第1項) ※要請に応じない場合は時短協力金を支給しない

# 石川緊急事態宣言

## 対策③(一時支援金・月次支援金)

事業名		一時支援金	月次支援金
対象月 (基準月)		1月～3月	4月～
給付要件		緊急事態措置又はまん延防止等重点措置に伴う、飲食店の休業・時短営業や外出自粛等の影響を受けていること (食品卸業者(酒屋など)、旅館・ホテル、タクシー、土産店など)	
		2019年又は2020年の同月比で50%以上減少	
給付額 (上限額)	中小法人	60万円	20万円/月
	個人事業者	30万円	10万円/月
申請スケジュール		3月8日～5月31日	6月以降

ご不明な点については下記にお問い合わせください。

TEL : 0120-211-240

※8:30～19:00 (土日、祝日含む全日対応)

# 石川緊急事態宣言

## 対策④(集客施設への時短要請等)

### 対象施設

#### (I) イベント関連施設

- ・ 劇場、映画館、展示場、貸会議室、多目的ホールなど
- ・ ホテル又は旅館(集会の用に供する部分に限る)など

#### (II) イベントを開催する場合がある施設

- ・ 体育館、ボウリング場、遊園地、ゴルフ練習場、  
バッチェングセンターなど
- ・ 博物館、美術館など

#### (III) 参加者が自由に移動できる施設

- ・ 百貨店、その他の物品販売店など(生活必需物資を除く)
- ・ スポーツクラブ、ゲームセンターなど
- ・ 遊興施設(バー、キャバレーなど)
- ・ その他サービス業(生活必需サービスを除く)

### 要請内容

#### 【金沢市】

[1000㎡超]

20時までの**時短要請**

(5月16日～6月13日)

(法第24条第9項)

[1000㎡以下]

20時までの時短協力依頼

→**6月13日まで延長**

※(I)(II)についてはイベント開催  
時は21時まで

※映画館は21時まで

#### 【金沢市以外】

21時までの時短協力依頼

→**6月13日まで延長**

# 石川緊急事態宣言

## 対策⑤(集客施設への時短要請に係る協力金について)

### ◎対象区域

**金沢市**(重点措置を講じるべき区域)

### ◎支給額

大規模施設 (1,000㎡超の施設)	テナント (左記大規模施設の一部を賃借する事業者)
時短営業した面積 1,000㎡ごとに20万円/日 × 短縮した時間/本来の営業時間	時短営業した面積 100㎡ごとに2万円/日 × 短縮した時間/本来の営業時間



# 石川緊急事態宣言

## 対策⑥(イベント開催についての要請)

### ◎対象区域 県内全域

期 間	収 容 率		人数上限
5月16日 ～ 6月13日	大声での歓声・声援等がないことを前提とするもの	大声での歓声・声援等が想定されるもの	5,000人 以下
	<b>100%以内</b> (席がない場合は適切な間隔)	<b>50%以内</b> (席がない場合は十分な間隔)	

※収容率か人数上限の小さい方を限度

※イベント参加時には、スマートフォンによる接触確認アプリ(COCOA等)をインストールすることを推奨

※入場整理を徹底

# 石川緊急事態宣言

## 対策⑦(県有施設等の対応について)

- ・ 兼六園、いしかわ動物園、のとじま水族館、ふれあい昆虫館などは臨時休園・休館
- ・ 県立美術館や歴史博物館をはじめとした文化施設などは、県主催のイベントは中止・延期

※ライトアップも中止

**期間：5月31日まで → 6月13日まで**

県内市町にも、同様の措置を講じていただくよう要請

# 石川緊急事態宣言

## 対策⑧(事業者への協力依頼)

<以下の対応をお願いします>

- 職場への出勤について、在宅勤務(テレワーク)の活用や休暇取得の促進等により、**出勤者数の削減を目指す**
- 20時以降の外出抑制を図る観点から、事業の継続に必要な場合を除く、**可能な限りの20時以降の勤務の抑制**
- 職場に出勤する場合でも、時差出勤、自転車通勤等の**人との接触を低減する取組の強力な推進**
- 職場における感染防止のための取組(事業場の換気励行、出張による従業員の移動を減らすためのテレビ会議の活用、昼休みの時差取得、職員寮等の集団生活の場での対策等)や**「三つの密」、感染リスクが高まる「5つの場面」等を避ける行動の徹底**